

1) みどりの維持と向上のための目標

1)―① 緑被率

平成9（1997）年度まで減少を続けた緑被率は以降増加傾向となり、令和元（2019）年度の調査では、区全体の緑被地の面積は172.1ha、緑被率は13.2%（※1）となっています。近年の増加の主な要因は既存樹木の生長に伴うもので、特に道路整備による街路樹整備や街路樹の生長によって面積が増加しました。また、学校などの施設の新設に伴う屋上緑化の整備

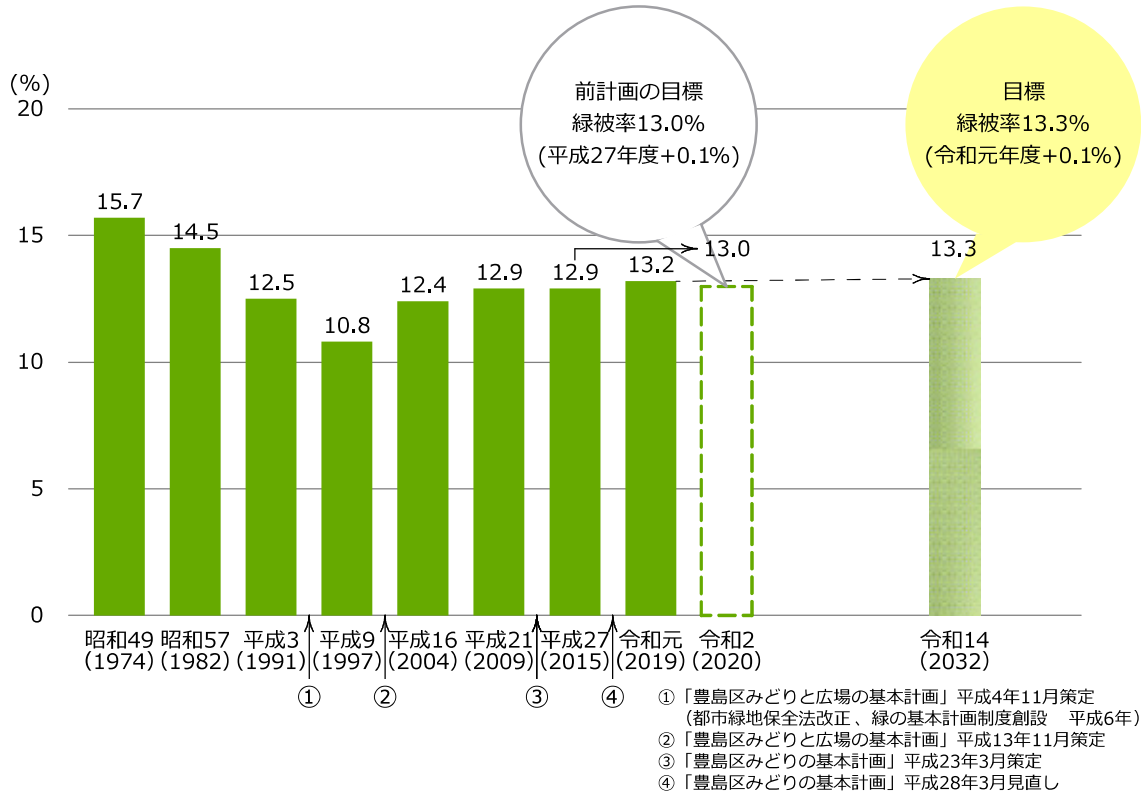
により、屋上緑化面積が増加しています。
公園や都市計画道路*の整備、公共施設や開発におけるオープンスペースの緑化、地区計画などの地域が一体となった緑化の推進により緑被率の向上を目指します。また、既存の公園の緑を豊かに育て、大学や霊園などのまとまった緑を保全していきます。
※1 豊島区緑被現況調査報告書（令和2年3月）による。

目標 ●現状の維持・保全を目標とし新たな緑化の創出に努めることで、緑被率を13.3%とします。



※令和3年度の緑被率13.2%は豊島区緑被現況調査報告書（令和2年3月）による。
※区面積の0.1%は13,010㎡。

緑被率の推移と目標



新たな目標

1)―② みどり率

緑被率で表わされる緑で覆われた部分に、公園内の緑で覆われていない部分や河川等の水面を加えた「みどり率」を目標に設定します。緑被率の向上と

もに活用できるオープンスペースがあることが、公園の有効活用に取り組む豊島区らしいみどりづくりにおいて重要となります。

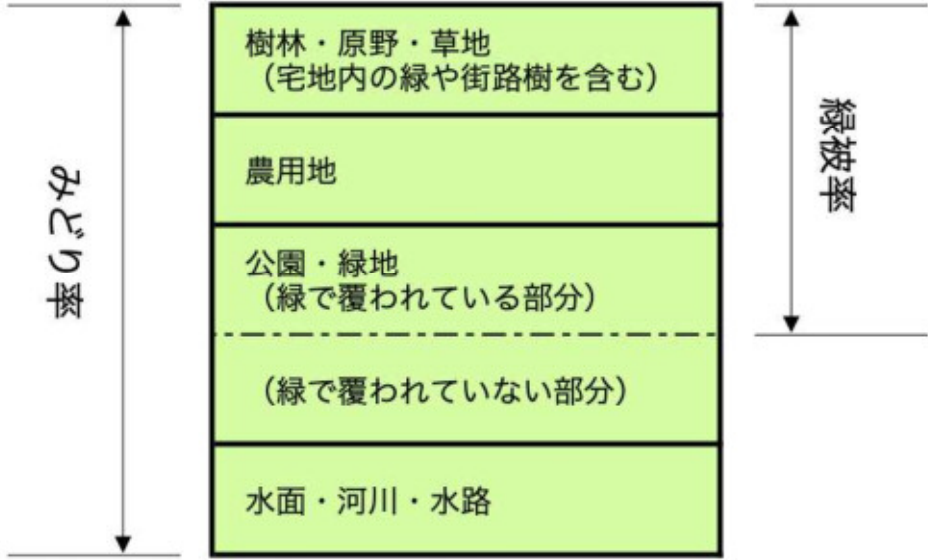
目標 ●現状の維持・保全を目標とし新たな緑化の創出に努め、みどり率を14.3%とします。



※令和3年度のみどり率14.1%は豊島区緑被現況調査みどり率調査報告書（令和3年3月）による。
※区面積の0.2%は26,020㎡。

「みどり率」とは

「みどり率」とは、従来の「緑被率」に「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面の占める割合」を加えたもので、ある地域における公園、街路樹（環境施設帯を含む）、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合であり、東京都の計画指標となっています。



みどり率と緑被率の関係
資料：「東京都が新たに進めるみどりの取組」（令和元年5月 東京都）

1)―③ 緑視率

緑視率は身近に実感できるみどりの指標であり、まちの景観の印象につながります。

平成27（2015）年度の調査では、調査地点103箇所（※1）中16箇所が緑視率25%以上でしたが、令和元（2019）年度の調査では、103箇所中21箇所が

緑視率25%となり、緑視率25%以上の地点が5箇所増えています。

※1 令和元年度調査より、平成27年度調査時の状況と大きく改変した造幣局跡地4地点を除く

目標

- みどりを多く感じる、緑視率が25%以上の地点を増やします。

緑視率とは

「緑視率」とは、人の視野内に占めるみどりの量の割合をいいます。国土交通省の研究の結果では緑視率が25%を超えるとみどりが多いと感じはじめることがわかっています。



緑視率：10.6%



緑視率：26.7%



緑視率：48.5%

資料：豊島区緑被現況調査報告書（R2.3）

2) 公園・緑地の拡大の目標

2)―① 公園の整備面積

学校などの跡地を有効に活用するなど、整備面積の増加に努めます。小さな公園が多い豊島区の現状を踏まえ、小規模な公園と地域の拠点となる公園を

バランス良く配置し、身近な利用しやすい活動の場とします。

目標

- 公園整備面積を25.4haとします（期間内目標整備面積1.7ha）。
- 計画期間内の目標値は1人あたり公園面積0.89㎡/人（想定人口28万4千人）とします。

現況値
令和3年度
23.7ha

面積率1.8%（※1）
一人当たり面積0.84㎡

+1.7ha

目標値
令和14年度
25.4ha

面積率2.0%（※1）
一人当たり面積0.89㎡

※1 面積率とは、区の面積に占める公園面積の割合。

※令和3年度の23.7haは令和4年4月時点の数値による。

※目標値は前計画の令和14年度（区制100周年）の目標数値を引き継ぐものとする。

2)―② 公園の再整備箇所数

既存の公園について、利用者が満足して利用できるよう再整備を行っていきます。

身近な公園の再整備は、区内で育てた苗木や実生

木の植樹などによって地域の人々と共に公園づくりを行うことで、人とみどりが共に育つ、愛着のある場所に変わります。

目標

- 公園面積の増加だけでなく、既存公園（164箇所）の安全で快適かつ地域のニーズをふまえた部分改修を適宜行います。また、公園の魅力向上を図る全面改修も行います。全面改修の再整備箇所数を目標とし、年間2公園以上を目指します。
- 公園の再整備時に地域の人による植樹を行います。



公園と隣接の区民ひろばをつなぐウッドデッキ整備（西巣鴨二丁目公園）

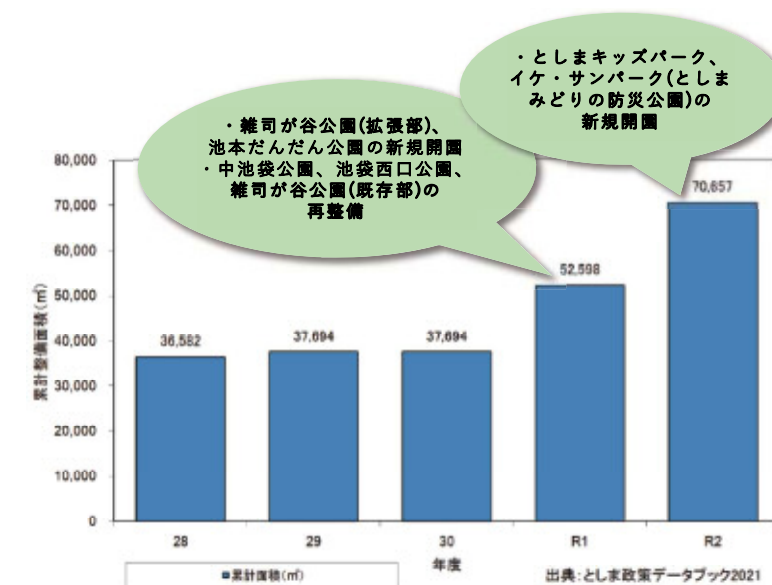
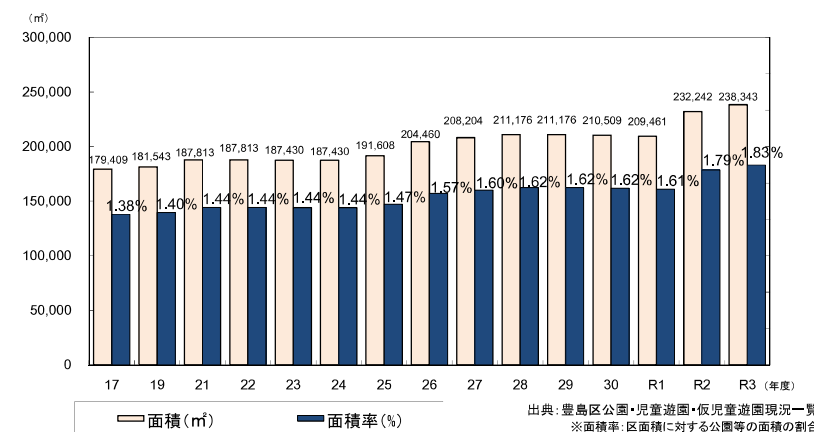


ワークショップにより地元のニーズを踏まえた憩いの場の整備（上り屋敷公園）

参考：

豊島区の公園整備状況等の推移

公園等（児童遊園、仮児童遊園、庭園含む）の整備状況の推移



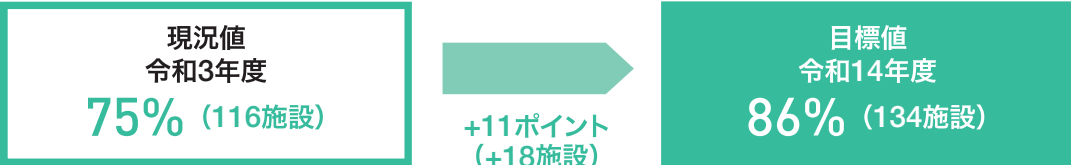
公園の新設・改修面積の推移

3) 公共施設及び公共的空間の緑化の推進の目標

3)―① 緑化基準を満たす公共施設数

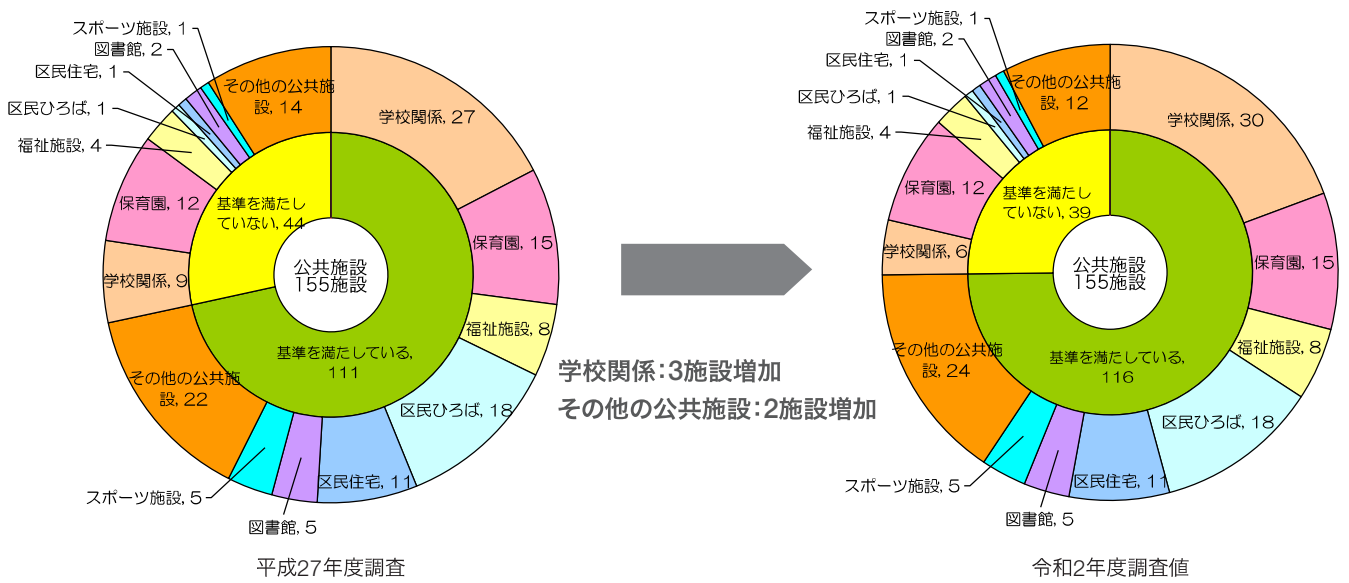
令和3（2021）年度の公共施設の地上部の緑化状況は、約75％（116施設）が「豊島区みどりの条例*」で定める緑化基準*を満たしていますが、公共施設は地域の緑化モデルとなる役割があることから、積極的に緑化に取り組みます。

- 目標
- 施設の安全・安心に配慮しつつ、86％（134施設（+18施設））以上の施設で緑化基準を満たします。



※令和3年度の75%は令和2年度時点での調査値による。

公共施設の地上部緑化状況の推移（施設数）



3)―② 公共的空間の緑化

市街地再開発事業など都市開発に伴って整備される公開空地は、公共的空間として、都市にやすらぎや潤いを与え、公園や街路のみどりとつながり、街並みの景観を形成する重要な役割を担っています。公共的空間での景観に配慮した緑化を積極的に推進するとともに、目指す指標について検討を進めます。

- 目標
- 民有地の公共的空間において、みどり豊かな美しい街並みとなる景観に配慮した緑化を推進します。

3)―③ 幹線道路の街路樹の設置割合

道路の緑は、人にうるおいや安らぎを与えるほか、都市環境の改善や、美しい都市景観の創出、安全で円滑な交通に寄与し、災害時の火災などから人を守る防災機能など、様々な役割があることから、積極的に街路樹整備に取り組みます。

- 目標
- みどりのネットワークの骨格軸となる幹線道路の街路樹整備を推進します。
 - 街路樹が設置可能な道路における街路樹の設置割合を87％に増やします。



※街路樹のある区内道路総延長(幅員10m以上)34,383.30m。計画延長43,545.37m。
 $34,383.30 / 43,545.37 = 0.7895 = 79\%$



4) 民有地の緑化の推進の目標

4)―① 緑化計画による民有地の緑化誘導

建築行為などを行う場合に、敷地面積と建ぺい率により一定の面積を緑化する他、既存樹木の保全や道路沿いの緑化、屋上緑化などを行うことにより、効果的に緑を創出することができます。

- 目標
- 豊島区みどりの条例に基づく緑化計画により良好な緑化を誘導します。

5) みどりの質や利活用の目標

5)―① みどりの満足度・公園の満足度

みどりの量を増やすだけでなく、みどりと関わる暮らしを誰もが楽しむことができ、みどりの豊かさを実感できる「みどりの質」の向上を目指すことが豊島区らしいみどりづくりにおいて重要となります。

そこで、みどりと公園などに関する区民の意識調査

の定期的な実施やwebによる区民アンケートなど、客観的なデータをストックするとともに、それをもとに新たな目標として、「みどりの満足度」「公園の満足度」を設定します。

新たな目標

目標

- 身近なみどりに関する区民の満足度を測る指標として「みどりの満足度」を設定します。区民意識調査「街路樹・生垣など街を歩いていて緑が多いと感じる」（令和3年度調査値：42.9％）の割合を増やします。
- 公園の利用、活動に関する区民の満足度を測る指標として「公園の満足度」を設定します。区民意識調査「近くに好きな公園がある」（令和3年度調査値：49.5％）の割合を、10年後は60％以上を目安とします。
- 区民意識調査「公園が地域コミュニティの形成に役立っている」（※1）の割合を増やします。 ※1 令和4年度調査より新たな設問

5)―② みどりとの関わり

みどりをみんなでつくり、育て、考える「みどりを楽しむ暮らし」を実践していくために、多様な主体が連携し、みどりを育むための活動の継続や拡充、さらに新たな取組を行うことが重要です。拠点となって

いる公園だけでなく、公園やまちかど広場などが区全域に渡ってみどりの活動場所となり、活動の機会を重ねていくことを目指します。

新たな目標

目標

- みどりの活動場所、活動回数を増やします。

本区では、以下のような区民や公民連携*による主体的な活動が行われています。より活発で持続可能

な活動となるために、団体での活動はもとより、個人でも気軽に参加できるしくみづくりが重要となります。

区民が主体となる活動

- 協定花壇*（39団体 41箇所 活動回数 年約140回 令和4年現在）の拡充

公園などの公共的な場での緑地や花壇の管理を地域のグループで行う「豊島区公園等みどりの協定*」を



協定花壇（上池袋くすのき公園）



協定花壇（駒込二丁目児童遊園）



協定花壇（駒込小学校隣接遊歩道）

- 公園利用の活動（年216回 令和2年現在）の拡充
地元などがフリーマーケットや町会のお祭りなどで公

園を利用する活動数を増やします。10年後は年350回以上を目安とします。

区内大学などの学生が取り組む活動

- 学生が参加して活動する公園の拡充
〈活動状況〉
 - 中小規模公園活用プロジェクトなどへの学生の参加 など



大学の地域実習において中小規模公園活用プロジェクト（井戸端かいぎ・パークトラック）を区と連携して行う様子



公民連携による活動

- 中小規模公園活用プロジェクトの拡充
区内に点在する小さな公園をもっと過ごしやすく、楽しめる公園へ変えていくための取組を行っています。公園の特性と立地を活かし、身近にある小さな公園について区民と一緒に考え、地域コミュニティ

の場として活用することを拡充していきます。
〈R3年度活動状況〉

- 井戸端かいぎ（月1回）、パークトラック（年10回）、パークマルシェ等公園イベント（年数回）、おもちゃ倉庫（1基）、コミュニティガーデン（月1回）



「井戸端かいぎ」：地域住民との公園利用と再整備についてのワークショップ



西巢鴨二丁目公園でのワークショップによる施設の整備



上り屋敷公園でのモバイル遊具（自由に動かして遊ぶことのできる遊具）の試験的導入



パークトラック（ドリンクや菓子を提供、図書館の本や絵本を搭載など）の試験的導入



ワークショップによるデザイン、花植えを行った西巢鴨二丁目公園での花壇づくり



「井戸端かいぎ」から発展した有志の会と町会による「みずてっぼうおにごっこ」の様子

●指定管理者*、Park-PFI事業による公園の活動
(年485回 令和2年現在)の拡充

指定管理者等によるイベント等の実施件数を増やします。10年後は年530回以上を目安とします。

〈活動状況〉

●指定管理者による管理：南長崎スポーツ公園・中池袋公園・としまみどりの防災公園（イケ・サンパーク）

●Park-PFI事業：としまみどりの防災公園（イケ・サンパーク）

区が主体となる活動

●プレーパーク*事業の継続

プレーパークとは、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした遊び場です。遊びを通じて、創造性、協調性、自主性を育み、健全な心身の発達を促すことができる場として継続していきます。

〈活動状況〉

●常設プレーパーク

●出張プレーパーク

●常設プレーパーク

池袋本町公園



池袋本町プレーパークの落ち葉遊びの様子

●出張プレーパーク

区立公園、保育園、子どもスキップ、区民ひろば など



南長崎はらっぱ公園での樹木を利用した遊びの様子



目白第一保育園でのダンボール遊びの様子

5)―③ みどりと景観との関わり

地域の歴史や文化を現在に伝え、人々に親しまれてきたみどりを、地域の大切な資源として次世代へと引き継いでいきます。区と区民、事業者などの関係者が一体となって緑の保全と緑化、維持管理を実施

新たな目標

することにより、地域の人と人との繋がりが醸成することで良好な景観の維持を目指します。また、目指す指標についての検討を進めます。

目標

●区内に残る貴重な巨木や保護樹木*などの自然資源、歴史資源や生垣、芝生の日常的な手入れなどを通じて、良好な景観の維持に努めます。



鬼子母神の大イチョウ



保護樹林第1号（鬼子母神）

目標

●庭先や沿道に面した場所にひとりひとつのみどりを育むことで、点のみどりが区全域へ繋がっていくことを目指します。



玄関先の花づくり（巣鴨地域）



幹線道路歩道の沿道緑化（本郷通り）



窓先のみどり（駒込地域）



壁面緑化（上池袋地域）

3-5 みどりの将来像と目標、方針 基本方針

本区のみどりを取り巻く課題、基本理念、みどりの将来像に基づいて、以下の基本方針を示します。

1 みどりのネットワークをつくる

街路樹や河川沿いの帯状のみどり、大学や霊園の拠点となるみどりや、池袋駅周辺4公園などに加えて、身近な地域のみどりをつなげることで、みどりのネットワークを形成していきます。さらに隣接区の骨格となるみどりともつなげることで、みどりの果たす機能を効果的に発揮していきます。【▶P33参照】

みどりのネットワーク形成にあたっては、みどりを単につなげるだけでなく、夏場の緑陰や風の道などの

都市環境の改善のためのネットワーク、生物の生息空間のネットワーク、まち歩きや歴史探訪を楽しむまちなかのウォークアブルなネットワーク、学校と地域のみどりのつながりなど、目的を明確にしたネットワークの形成を行っていきます。【▶P34参照】

また、みどりや公園の活動を通して人と人のつながりやにぎわいが広がる、みどりが交流の「縁むすび」となる取組を展開します。

2 身近にふれあえるみどりを広げる

日々の暮らしの中で、季節を感じ憩える場が身近にあることは重要です。身近なみどりを広げ、生きものとふれあえる機会を増やしていくために、様々な場所への積極的な緑化ときめ細かな施策を推進し、都市の中の新たな自然環境の創出と美しいみどりの景観づくりなどを展開します。

さらに、地表面を増やしてみどりを広げることで、防災・減災、雨水の地下浸透など、みどりの多様な機能を活用して安全性やグリーンインフラの効果を高めるとともに、屋上緑化・壁面緑化なども広げていくことで脱炭素地域社会を推進していきます。

3 みんなでみどりを育み、大切さを伝える

区民の一人ひとりが遊び場やみどり、身近な環境のことを考え、自ら創造していくとともに、区民や多様な主体、行政が連携してみどりをつくり、守っていくことが大切です。そのための仕組みづくりや、みどりに関わる活動の担い手を育成し、みどりを育む大切

さを伝える施策を展開します。
また、みどりに関する区民の意識や活動状況などを把握して、本計画の目標の評価を行うとともに、区民ニーズを反映した取組を実施します。

4 拠点となるみどりを増やし活用する

本区はまとまった規模の公園や空地が少ないことから、地元の要望や地域の実情に基づいて地域の拠点となる公園の整備を検討し、既存公園の機能との連携や分担も考慮しながら計画的に配置していきます。

まとまった規模のみどりがあり、「みどりの拠点」として位置付けた学習院大学、立教大学、雑司が谷霊園、染井霊園のみどりは、地域性や歴史性を残す

自然環境資源として良好な状態で保全し、次世代へ引き継いでいきます。また、池袋駅周辺4公園を「4つの拠点公園」として位置付けて、まちのにぎわいの資源となる様々なみどりの機能により、公園を核としたまちづくりを展開していきます。【▶P33・34参照】

さらに民有緑地の保全・活用を図る制度や仕組みづくりを行います。

5 地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる

地域の人々が積極的に関わり、愛し、親しむことで、身近にある公園が多様な利用と活動の場となり、交流とにぎわいの場となります。そのために、計画的な維持管理を行うとともに、地域団体や事業者など多様な主体との連携を推進し、公園が地域コミュニティの拠点となる施策に取組みます。小規模公園が多い本区の特徴を活かし、中小規模公園活用プロジェクトとも連携しながら、地域に複数ある公園がまとまって効果的に機能を発揮する利活用と運営方法を検討

し、必要に応じて再整備や新たな整備を行う（仮称）「パーク・グリーンインフラ」の取組を推進します。

その中で公園の再整備や新たな整備では、誰もが共に利用できるインクルーシブの考え方を取り入れた公園づくりを行います。

また、地域住民だけではなく事業者や学生など多くの意見を取り入れた利用マナーの検討や、多くの人が参加する維持管理活動を行います。

コラム

グリーンインフラとは

「グリーンインフラ」とは、グリーンインフラストラクチャーの略称です。自然環境が有する機能を、社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、みどりの持つ生物の生息・生育の

場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等の機能を活用して、豊かな生活空間を形成し、持続可能で魅力ある国づくりや地域づくりを進める取組です。

グリーンインフラのイメージ



コラム

インクルーシブとは

「インクルーシブ」とは、「包括的」という意味で、インクルーシブな社会は、社会を構成するすべての人は、多様な属性やニーズを持っていることを前提として、障害の有無や世代、国籍などにかかわらず、その持っている属性によって排除されることなく、誰もが構成員の一員として分け隔てられることなく、地域であたりまえに存在し、生活することができる社会をいいます。

インクルーシブな公園とは、誰もが安全に、一緒に楽しむことができる公園です。

インクルーシブ公園は欧米では20年以上前から広がっていましたが、令和2年3月、日本で初めてのインクルーシブ公園が東京都立砧公園の「みんなの広場」に誕生し、同年9月に豊島区では「としまキッズパーク」がオープンしました。世界規模でのSDGs達成への気運もあり、日本でもさまざまな形でインクルーシブ公園づくりが広まりつつあります。

インクルーシブのデザインの例



多言語化サイン(資料:豊島区案内サインガイドライン) 障害のある人も使いやすいバリアフリーの動線 視覚、聴覚、触覚で遊ぶ遊具(雑司が谷公園)



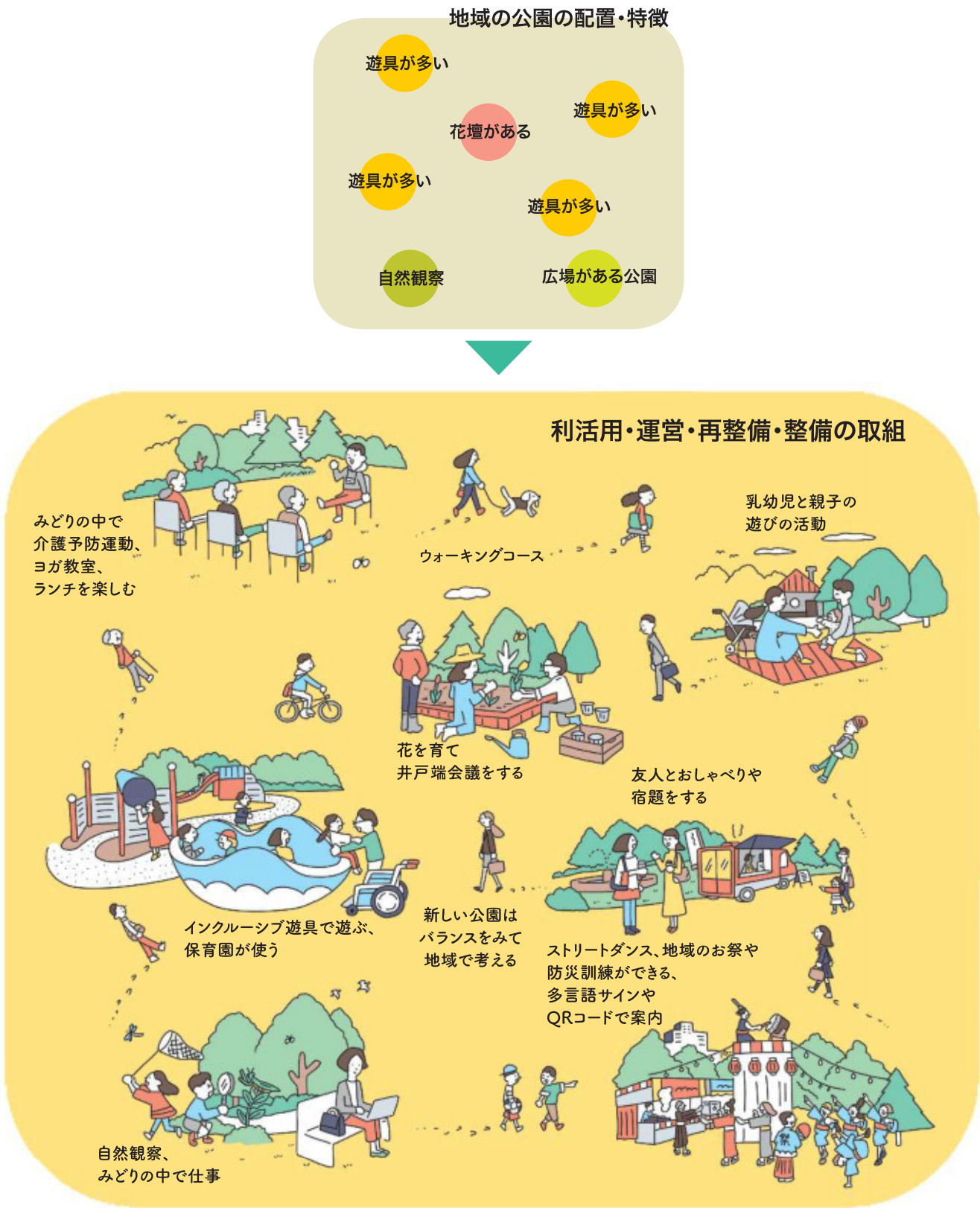
「公園でなにがしたい?投票」(南大塚二丁目児童遊園井戸端かいぎより)



多世代での畑づくり

（仮称）「パーク・グリーンインフラ」の取組のイメージ

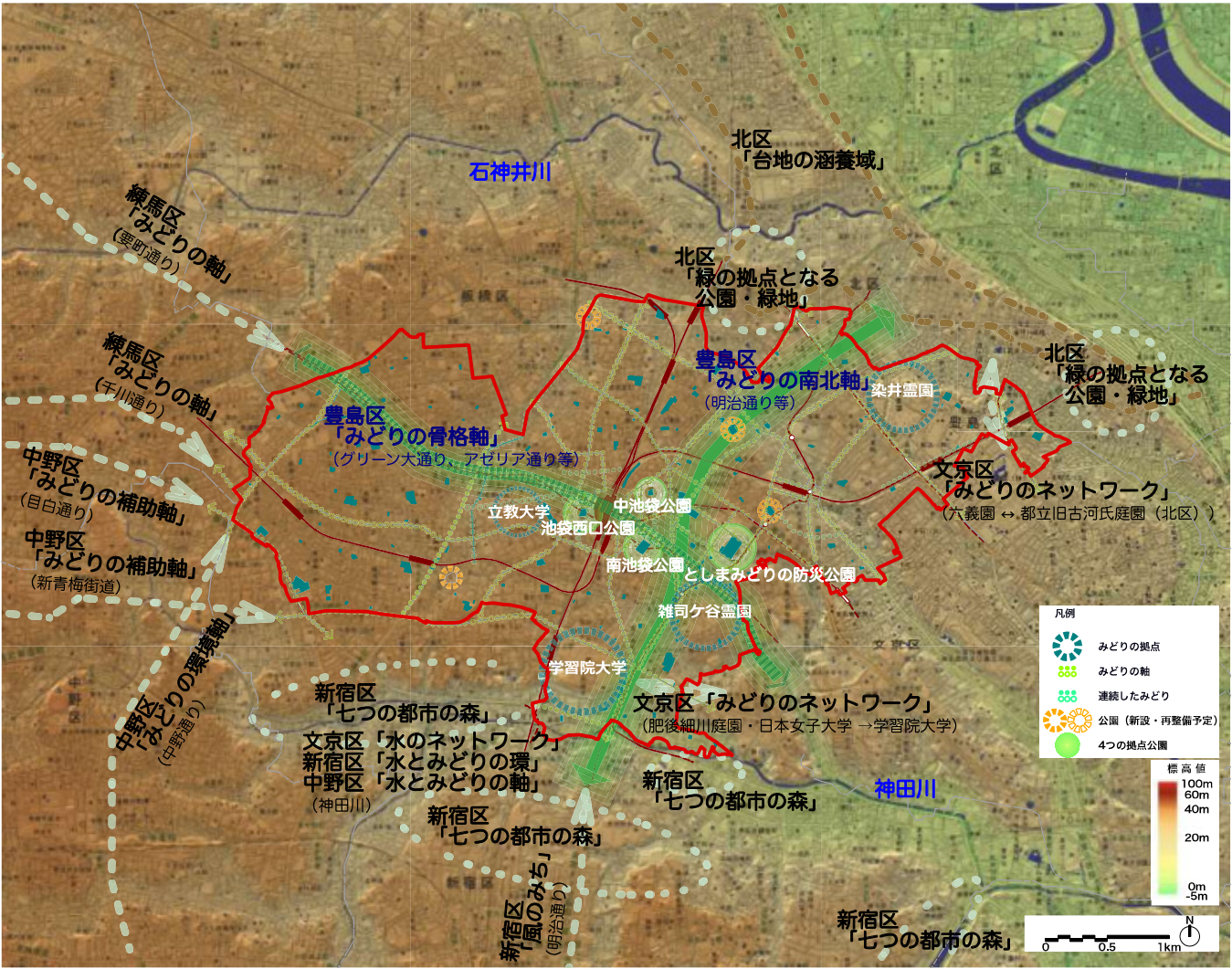
地域の公園について区民・事業者・区が共に考え、
地域の特徴を活かしながらニーズや課題に対応した利
活用・運営と再整備・新たな整備を行っていく取組です。



みどりを健全に育て、雨水浸透を図るなど、
地域の環境にも貢献するために
公園を活用する

隣接区とのみどりのネットワーク図

隣接区とのみどりのネットワークを連携することにより、公園・緑地の配置を補完したり、風の道と幹線道路の街路樹のつながりや散策路・まち歩き
の連続性を高めていきます。また生物生息空間のネットワークを広げ、災害時の防災機能の連携なども推進していきます。



資料：「デジタル標高地形図 東京都区部とその周辺【技術資料D1-No.860】(国土地理院)」をもとに作成

〈2つの大きな軸の設定〉

- 豊島区を東西方向に結ぶ「みどりの骨格軸」(※1) (グリーン大通りとアゼリア通り)
- 隣接区の「みどりの軸」「風のみち」、水の軸 (神田川・石神井川) 等をつなぐ「みどりの南北軸」(※2)
- 「みどりの骨格軸」と「みどりの南北軸」により、「みどりの拠点」(※3) と、新たに生まれた4つの公園 (池袋西口公園・中池袋公園・南池袋公園・としまみどりの防災公園) を結ぶ

※1 「みどりの骨格軸」：まとまった規模のみどりがある立教大学・雑司ヶ谷霊園と池袋副都心を結ぶグリーン大通り（補助77号線）・アゼリア通り等の軸

※2 「みどりの南北軸」：まとまった規模のみどりがある学習院大学・雑司ヶ谷霊園・染井霊園等をつなぎ、隣接区のみどりのネットワークともつながる軸

※3 「みどりの拠点」：まとまった規模のみどりがある学習院大学・立教大学・雑司ヶ谷霊園・染井霊園都市を冷やすクールスポットや生物の生息空間などの拠点となり、災害時の避難場所として安全性を高める